



栃木県公報

令和2(2020)年
7月10日(金)
第120号

目次

告 示

- 急傾斜地崩壊危険区域の指定..... 643
- 県税に関する申告期限等の指定..... 644
- 予定保安林..... 644
- 地籍調査事業計画の決定..... 647
- 土地改良区定款変更の認可..... 647
- 道路の区域の変更..... 647

公 告

- 当せん金付証票の発売..... 649
- 認定鳥獣捕獲等事業の認定に係る変更の届出..... 650

選挙管理委員会

- 政治資金規正法に基づく政治資金収支報告書の要旨の訂正の公表..... 650
- 同..... 651

正 誤

- 令和2(2020)年第112号中 652

告 示

栃木県告示第四百五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、関係図書は、栃木県国土整備部砂防水資源課及び栃木県日光土木事務所において縦覧に供する。

令和二年七月十日

栃木県知事 福田 富一

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称 広久保ⅡA
- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

市町村名	大字名	字 名	地 番	標 柱 番 号
日光市	所野		一二番二	一号から三号まで
同	同		一二番一	四号から八号まで
同	同		一八三五番七地先水路敷	九号
同	同		一八三五番六地先水路敷	十号及び十一号
同	同		一九番七	十二号
同	同		一九番三	十三号
同	同		二四〇八番	十四号及び十五号

記 号	指 定	1 2 3 4	5 6 7 8
-----	-----	---------	---------

(自治体編)

栃木県告示第406号

栃木県県税条例（平成17年栃木県条例第5号）第13条第1項の規定により、令和元年栃木県告示第353号（県税に関する申告期限の延長等）において、別途告示で定めることとされた期日のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する納税義務者又は特別徴収義務者に係るものについては、その期限が令和元（2019）年10月12日から令和2（2020）年8月30日までの間に到来する法人の県民税及び法人の事業税並びに県たばこ税について、同月31日とする。

令和2（2020）年7月10日

栃木県知事 福 田 富 一

県 名	指 定 地 域
岩手県	久慈市、下閉伊郡普代村
宮城県	角田市、伊具郡丸森町
福島県	郡山市、いわき市、須賀川市、田村市、東白川郡矢祭町、石川郡石川町
茨城県	水戸市のうち秋成町、坏大野、愛宕町、飯富町、岩根町、大場町、上国井町、川又町、小泉町、渋井町、島田町、下入野町、下大野町、下国井町、水府町、田野町、田谷町、ちとせ一丁目から二丁目まで、中大野、東大野、平戸町、藤井町、元石川町、森戸町、吉沼町、若宮町、渡里町久慈郡大子町
栃木県	栃木市 佐野市のうち赤坂町、朝日町、大蔵町、大古谷町、大橋町、庚申塚町、葛生西一丁目から二丁目まで、葛生東一丁目から二丁目まで、小中町、下羽田町、大町、田島町、天神町、天明町、並木町、船津川町、免鳥町
長野県	長野市のうち赤沼、大町、合戦場一丁目から三丁目まで、金箱、上駒沢、小島、三才、篠ノ井会、篠ノ井石川、篠ノ井有旅、篠ノ井岡田、篠ノ井御幣川、篠ノ井柀淵、篠ノ井小松原、篠ノ井小森、篠ノ井塩崎、篠ノ井東福寺、篠ノ井西寺尾、篠ノ井布施五明、篠ノ井布施高田、篠ノ井二ツ柳、篠ノ井山布施、篠ノ井横田、下駒沢、神明、津野、富竹、豊野町浅野、豊野町石、豊野町大倉、豊野町蟹沢、豊野町川谷、豊野町豊野、豊野町南郷、西三才、東犀南、穂保、松代温泉、松代町岩野、松代町大室、松代町小島田、松代町清野、松代町柴、松代町城東、松代町城北、松代町豊栄、松代町西条、松代町西寺尾、松代町東条、松代町東寺尾、松代町牧島、松代町松代、みこと川、皆神台、村山、柳原、若穂牛島、若穂川田、若穂保科、若穂綿内 千曲市のうち雨宮、粟佐、生萱、鋳物師屋、上山田温泉一丁目、上山田温泉三丁目、杭瀬下、杭瀬下一丁目から六丁目まで、桜堂、新田、須坂、力石、土口、戸倉温泉、中、八幡、若宮

(税務課)

栃木県告示第407号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2（2020）年7月10日

栃木県知事 福 田 富 一

I

- 1 保安林予定森林の所在場所
鹿沼市見野字山根1540-14
- 2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字山根1540-14(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

II

1 保安林予定森林の所在場所

鹿沼市加園字後沢3090、字龍谷3091

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

III

1 保安林予定森林の所在場所

鹿沼市板荷字大久保6228-1、字山神登6231-2、字梨子木久保6233から6236まで、字臂曲り6237、6238、6240から6243まで、6246、字日陰端6245、6263、6264、6303-1、6303-2、6305、字笹ノ谷6248、6249、6251、6252、6253-1、6254から6261まで、字疇道下6262、6265、6266、6268、6271、6273-1、6274-1、字小沢口6270、6275、字小沢6276から6279まで、字刺場6280から6282まで、6284、6285、字岩行追越6286から6291まで、字鈴ヶ入6293-1、6293-2、6294、字中手6295、字四郎地6296から6298まで、6299-1、6300から6302まで、字仏ヶ沢6317、6318、字糸沢6328、6329、字山王裏6340、字栃沢6342から6344まで、字大沢森口6372、6374、6375

2 指定の目的

水源^{かん}の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字四郎地6296・6298・6301(以上3筆について、次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

IV

1 保安林予定森林の所在場所

日光市瀬尾字東山1719から1723まで、1730、1734から1736まで、1738、1746-1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字東山1723・1730・1736(以上3筆について、次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。)

V

1 保安林予定森林の所在場所

足利市小俣町字岩切3736、3746、3747-1、3747-2、3748、3749-1、3749-2、3750

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字岩切3736・3750(以上2筆について、次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び足利市役所に備え置いて縦覧に供する。)

VI

1 保安林予定森林の所在場所

鹿沼市上南摩町字宮内台2440、2441

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字宮内台2440(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林整備課)

栃木県告示第408号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項の規定により、令和元(2019)年度地籍調査事業計画を定めたので、同条第5項の規定により次のとおり公示する。

なお、調査地域を示す図面は、栃木県農政部農村振興課及び関係市町に備え置いて縦覧に供する。

令和2(2020)年7月10日

栃木県知事 福田 富一

調査を行う者の名称	調査区域	調査期間
大田原市	大田原市のうち黒羽田町Ⅰ・八塩Ⅰ、下石上Ⅱ・薄葉Ⅰ及び薄葉Ⅱ地区	令和元(2019)年4月1日から 令和2(2020)年12月28日まで
那須塩原市	那須塩原市のうち島方Ⅲ及び下中野Ⅳ地区	
那須町	那須町のうち丸山Ⅰ及び廻り谷地区	
栃木県森林組合連合会	大田原市のうち大田原市須賀川A地区、那須烏山市のうち那須烏山市大木須A及び那須烏山市大木須B地区	

(農村振興課)

栃木県告示第409号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和2(2020)年7月10日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	認可年月日
西沢土地改良区	令和2(2020)年6月22日
南押原土地改良区	令和2(2020)年7月1日
鬼怒川左岸土地改良区	令和2(2020)年7月1日

(農地整備課)

栃木県告示第410号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和2(2020)年7月10日から同年8月11日まで一般の縦覧に供する。

令和2(2020)年7月10日

栃木県知事 福田 富一

道路の種類 一般国道

路線名 400号

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前	大田原市新富町3丁目1824-1から 大田原市末広1丁目3036-8まで	9.7～14.5	287.0	
	後	大田原市新富町3丁目1824-1から 大田原市末広1丁目3036-8まで	12.0～19.6	287.0	

II

道路の種類 一般国道

路線名 461号

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前	大田原市末広2丁目3036-2から 大田原市中央2丁目2914-2まで	9.7～14.5	287.0	
	後	大田原市末広2丁目3036-2から 大田原市中央2丁目2914-2まで	12.0～19.6	287.0	

III

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 明野間々田線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
54	前	小山市大字東野田字橋向1411-3地先 から 小山市大字東野田字橋向1369-7地先 まで	12.5～21.0	194.2	
	後	小山市大字東野田字橋向1411-3地先 から 小山市大字東野田字橋向1369-7地先 まで	12.9～21.0	194.2	

IV

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 塩原矢板線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
247	前	矢板市平野字高倉山1621-55から 矢板市平野字高倉山1621-55まで	14.5～31.6	115.1	
	後	矢板市平野字高倉山1621-55から 矢板市平野字高倉山1621-55まで	19.7～33.6	115.1	

V

道路の種類 県道
 路線名 一般県道 大戦防小山線
 道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
242	前	小山市大字武井字鏡田489-2地先から 小山市大字塚崎字東畑286-3地先まで	8.2~22.1	174.0	
	後	小山市大字武井字鏡田489-2地先から 小山市大字塚崎字東畑286-3地先まで	8.2~23.1	174.0	

(道路保全課)

公 告

○当せん金付証券の発売

当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法(昭和23年法律第144号)第6条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、受託を希望する銀行等は、受託申請期限までに申請されたい。

令和2(2020)年7月10日

栃木県知事 福田 富一

I

- 1 名称
第413回地域医療等振興自治宝くじ
- 2 発売総額及び通数
20億円、1,000万通
- 3 証券金額
1枚 200円
- 4 発売期間
令和2(2020)年11月4日から同月24日まで
- 5 当せん金品の総額
発売総額に対して 869,900,000円
- 6 委託対象事務の範囲
当せん金付証券の発売等の事務のうち発売企画に係るもの以外のもの
- 7 売りさばき及び当せん金品の支払又は交付の手数料
発売総額に対して 183,923,190円
- 8 その他発売経費
発売総額に対して 123,800,000円
- 9 受託申請期限
令和2(2020)年7月31日
- 10 その他
受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通知による。

II

- 1 名称
第414回地域医療等振興自治宝くじ
- 2 発売総額及び通数
25億円、1,250万通
- 3 証票金額
1枚 200円
- 4 発売期間
令和2(2020)年11月18日から同年12月15日まで
- 5 当せん金品の総額
発売総額に対して 1,187,500,000円
- 6 委託対象事務の範囲
当せん金付証票の発売等の事務のうち発売企画に係るもの以外のもの
- 7 売りさばき及び当せん金品の支払又は交付の手数料
発売総額に対して 239,277,500円
- 8 その他発売経費
発売総額に対して 147,500,000円
- 9 受託申請期限
令和2(2020)年7月31日
- 10 その他
受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関係通知による。

(財政課)

○認定鳥獣捕獲等事業の認定に係る変更の届出

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第18条の7第3項の規定により認定鳥獣捕獲等事業者から変更の届出があったので、同条第5項の規定により次のとおり公示する。

令和2(2020)年7月10日

栃木県知事 福田 富一

認定鳥獣捕獲等事業者の名称	変更事項	変更年月日
一般社団法人栃木県猟友会	代表者の氏名の変更	令和2(2020)年5月27日

(自然環境課)

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第23号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、斉藤たかあきを支える会から訂正の届出があったので、同法第20条第1項の規定に基づく政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成27年11月27日栃木県選挙管理委員会告示第68号)の一部を次のとおり訂正する。

令和2(2020)年7月10日

栃木県選挙管理委員会委員長 伊藤 勤

政治団体の平成26(2014)年に係る収支報告書の要旨において、「斉藤たかあきを支える会」の収支報告書の要旨のうち

「3 本年収入の内訳

寄附	2,486,000
個人分	2,010,000
政治団体分	476,000 を
機関紙誌の発行その他の事業による収入	100,000

とちぎ新政策研究会“第4回総会・第1回研修会”開催事業	50,000		
とちぎ新政策研究会“第2回研修会”開催事業	50,000	」	
「3 本年收入の内訳			
寄附	1,788,953		
個人分	1,312,953		
政治団体分	476,000		
機関紙誌の発行その他の事業による収入	100,000		
とちぎ新政策研究会“第4回総会・第1回研修会”開催事業	50,000	に、	
とちぎ新政策研究会“第2回研修会”開催事業	50,000		
その他の収入	697,047		
家賃収入	300,000		
備品・消耗品費収入	109,729		
一件十万円未満のもの	287,318	」	
「5 寄附の内訳」項「〔個人分〕」中			
「 齋藤 孝明	900,000	宇都宮市	」を
「 齋藤 孝明	202,953	宇都宮市	」に改める。

栃木県選挙管理委員会告示第24号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、松井正一サポーターズクラブから訂正の届出があったので、同法第20条第1項の規定に基づく政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成27年11月27日栃木県選挙管理委員会告示第68号）の一部を次のとおり訂正する。

令和2(2020)年7月10日

栃木県選挙管理委員会委員長 伊藤 勤

政治団体の平成26(2014)年に係る収支報告書の要旨において、「松井正一サポーターズクラブ」の収支報告書の要旨のうち

「3 本年收入の内訳			
個人の党費・会費	(815人)	3,541,300	
寄附		7,244,900	
個人分		5,944,900	を
政治団体分		1,300,000	
その他の収入		28	
一件十万円未満のもの		28	」
「3 本年收入の内訳			
個人の党費・会費	(815人)	3,541,300	
寄附		6,347,742	
個人分		5,047,742	に、
政治団体分		1,300,000	
その他の収入		897,186	
家賃収入		586,000	
一件十万円未満のもの		311,186	」
「5 寄附の内訳」項「〔個人分〕」中			
「 松井 正一	5,110,000	鹿沼市	」を
「 松井 正一	4,212,842	鹿沼市	」に改める。

正 誤

発行番号	ページ	行	正	誤
令和2 (2020)年 第112号	528	10及び11	1798-289、1798-290、1798-292の 各一部	1798-289、1798-290、1798-291、 1798-292の各一部